

議 事 録 確 認

安全第一、サービス品質向上、駅業務を担う人材育成を成し遂げ、鉄道事業者の使命を果たせる駅職場の実現を求める申し入れの交渉経過において、別紙のとおり確認した。

平成 29 年 6 月 30 日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
総務部勤労担当部長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業 務 部 長 高橋 孝



[別 紙]

(組 合) 駅業務委託について、この間の労使の確認事項と議論経過を遵守し、今後
も駅業務委託において「エルダー社員の雇用の場の確保の必要性」を前提と
すること。

(会 社) 駅の業務委託については、エルダー社員の雇用の場の確保の必要性が重要で
あると認識しており、エルダー社員の雇用の場における選択肢の拡大を前提と
しつつも、当社を取り巻く環境の変化や駅の要員事情を踏まえて実施していく
考えである。

(組 合) 急激な世代交代に伴う技術継承、人材育成の観点から「常時運転取扱い駅」
「新幹線停車駅」「地区駅」については JR 本体での運営を原則とすること。ま
た、今後「常時運転取扱い駅」「新幹線停車駅」「地区駅」について、駅の要
件を変更する場合、新たに一部コーナーの委託を行う場合、及び大宮駅南改札・
新幹線南乗換口出改札の委託体制のあり方については引き続き労使議論を行う
こと。

(会 社) 常時運転取扱いのある駅及び新幹線停車駅並びに地区駅については当社で運
営する考えである。ただし、これらの駅において、一部コーナーを委託する場
合はある。

なお、「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り、
取り扱うこととする。

(組 合) 「常時運転取扱いのある駅」についての定義及び、大宮支社管内で該当する駅名を明らかにすること。また、資格を要する運転取扱い業務がある東鷲宮駅は JR 本体で運営すること。なお、運転取扱い業務に変更がある場合は労使議論を踏まえること。

(会 社) 常時運転取扱いのある駅とは、運転作業要領に定める運転取扱駅と準運転取扱駅のうち、運転取扱作業の頻度、作業実態等を踏まえ総合的に判断した駅及び新幹線運転取扱実施基準の定めを適用または準用する駅である。なお、大宮支社管内では、南浦和、大宮、小山、小金井、宇都宮、宝積寺、那須塩原、黒磯、南古谷、日光の各駅である。また、資格を要する運転取扱い業務については現時点で委託する考えはない。

なお、「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り、取り扱うこととする。

(組 合) 大宮支社としての線区の安全性についての考え方を明らかにすること。また、安全確保・サービス向上・輸送の安定性の観点から、以下に示す業務内容については JR 本体運営とすること。

1. インバウンド需要の高まりと東日本版ゴールデンルート構想の具体化に向けた観光開発、観光案内の重要性の高さや、周辺施設の状況の変化に踏まえ、観光の拠点となる駅については JR 本体運営とすること。
2. 私鉄との情報連絡や接続等における対応力を低下させないため、私鉄との乗換駅及び乗降者数の多い JR 乗換駅については JR 本体運営とすること。
3. 通常時はもとより異常時に早期にダイヤを平復させ、情報提供を的確に行い輸送品質を確保するため、折り返し駅等の資格を要する運転取扱い業務は JR 本体で行うこと。

(会 社) 常時運転取扱いのある駅及び新幹線停車駅並びに地区駅以外の駅については、特定の業務的要素のみをもって駅の運営形態を決定する考えはないが、線区の状況、駅の業務実態、お客さまのご利用実態、環境の変化等を総合的に勘案し、輸送の安定性の観点から一部の駅については当社で運営するものとする。ただし、これらの駅において、一部コーナーを委託する場合はある。

(組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。

(会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。